

最低制限価格引き上げの試行について

平成21年1月

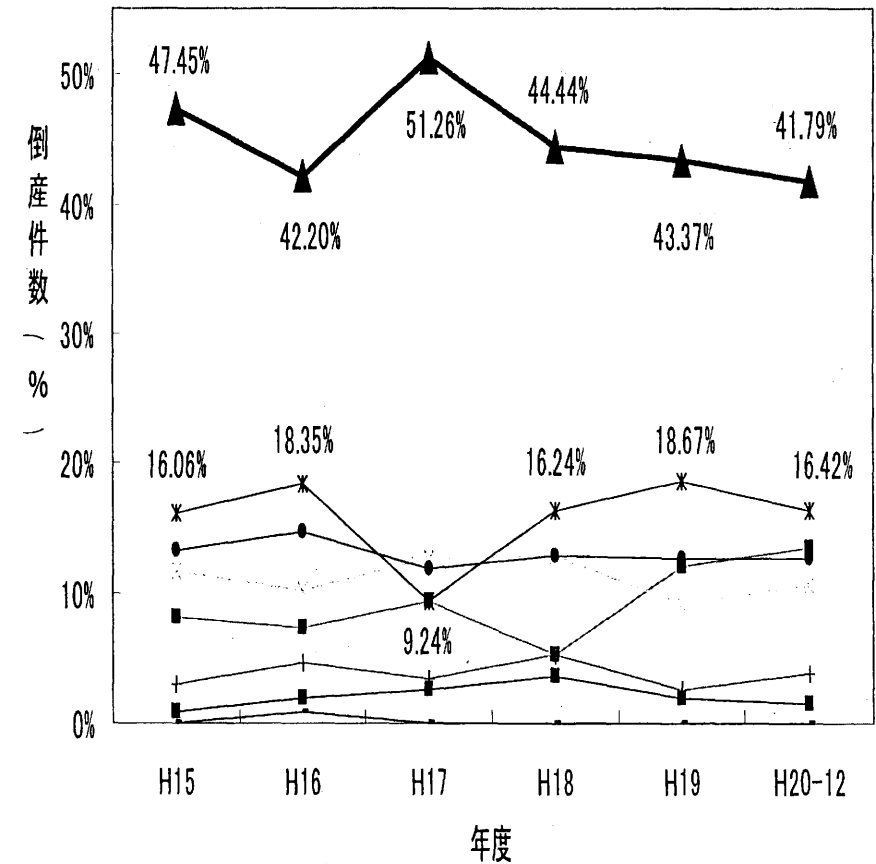
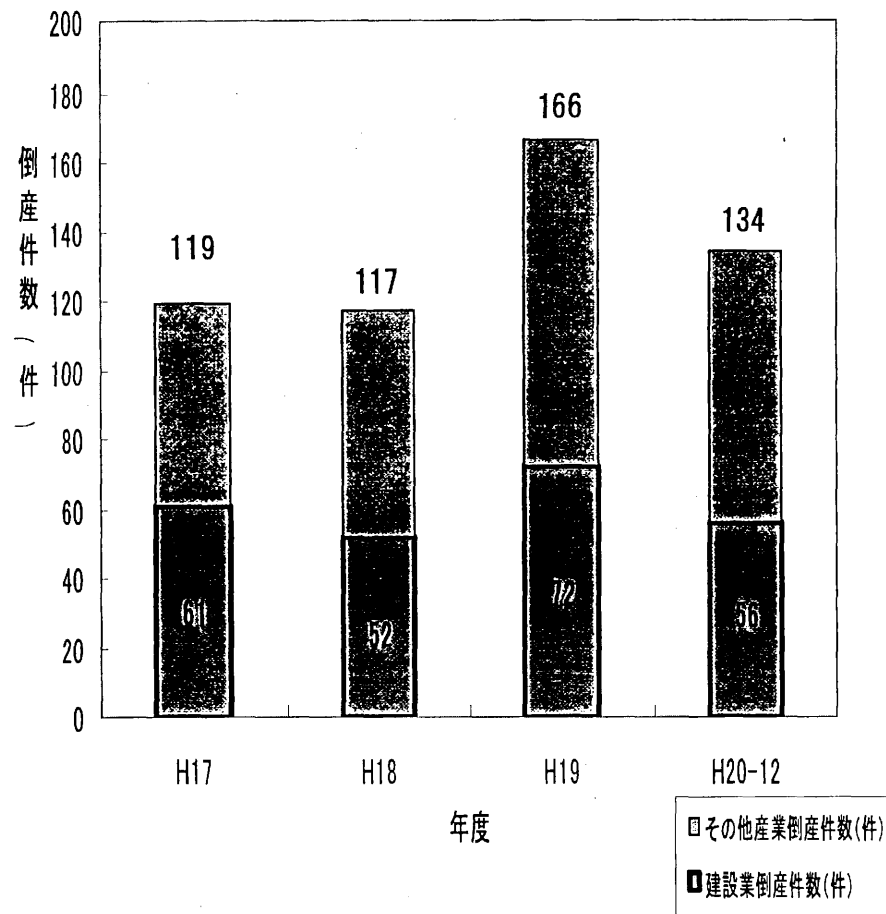
長崎県 土木部 建設企画課

長崎県の建設業の全産業に占める倒産件数の割合は1番高い

長崎県下企業の倒産件数の推移

負債1,000万円以上

長崎県の建設業の全産業に占める倒産件数の割合の推移

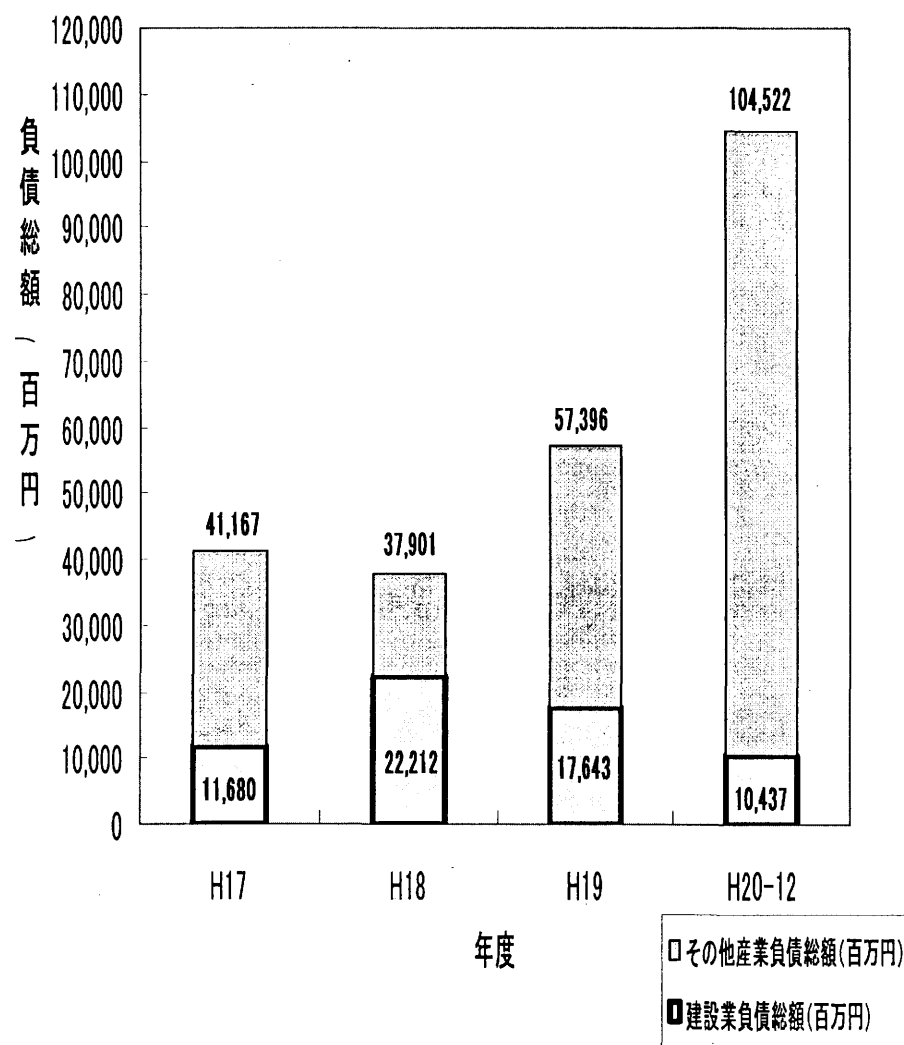


出典：長崎県下企業整理倒産状況

【株式会社東京商工リサーチ長崎支店】

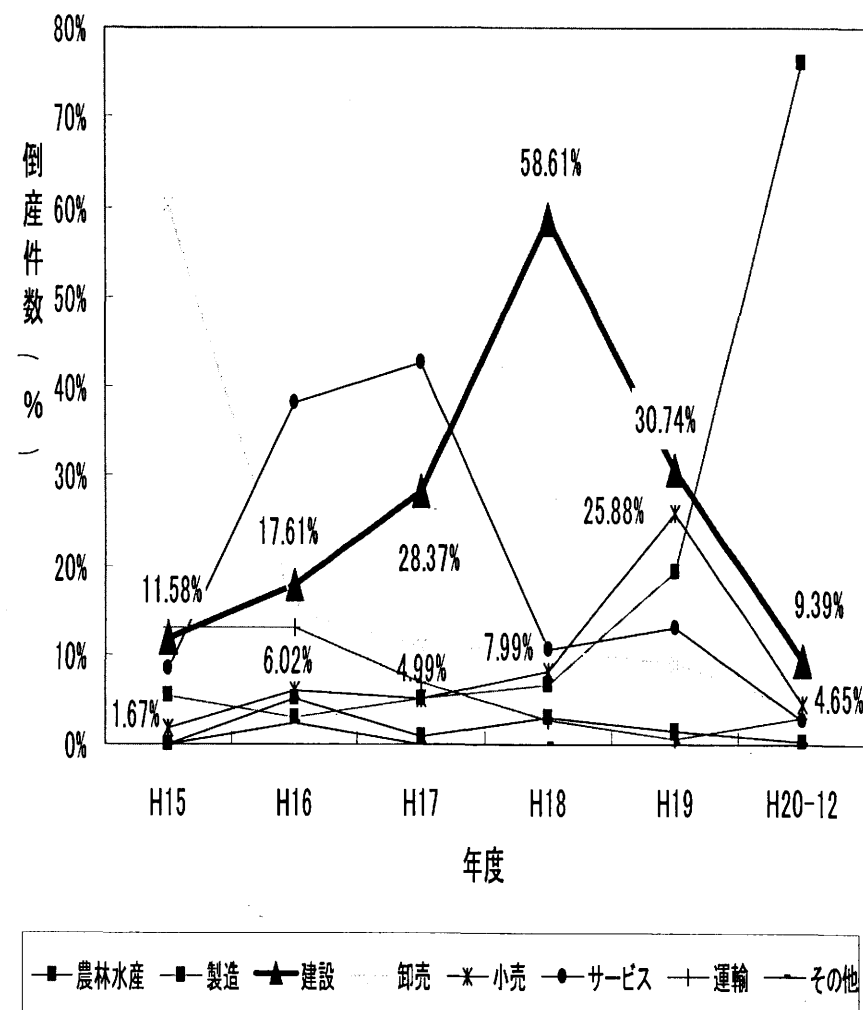
長崎県下企業の負債総額の推移

負債1,000万円以上

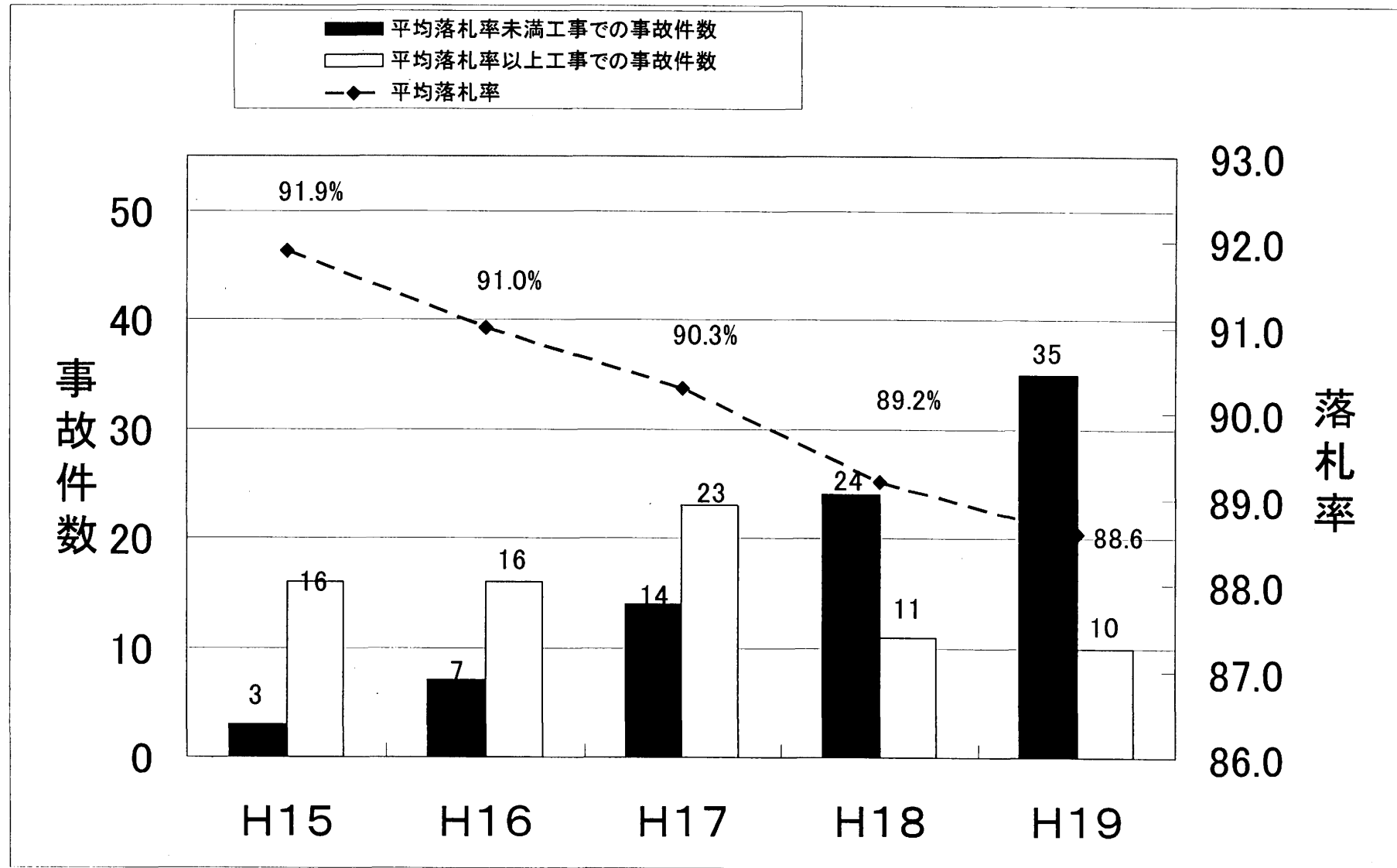


出典：長崎県下企業整理倒産状況
【株式会社東京商工リサーチ長崎支店】

長崎県の建設業の全産業に占める負債総額の割合の推移



落札率の低下に伴い事故発生件数が増加



過当競争による安全経費へのしわ寄せ

建設業 前年比3倍増の9人 死亡者

—死傷者は52人減の183人—

08年県内労働災害発生状況

長崎労働局

長崎労働局は14日、2008年1月12月末までの県内労働災害発生状況速報値を発表した。08年の全業種の県内労働災害発生状況は、前年比3倍増の9人となり、死亡者数は17人、死傷者数は183人（主として、建設業8人、製造業3人、運輸業3人、水産業2人、畜産・水産業1人、三次産業1人）であった。死亡災害の発生状況は、建設業8人、製造業3人、運輸業3人、水産業2人、畜産・水産業1人、三次産業1人、江迎1人、同局では引き続き、リニア・セメントの導入などを推進することにより、死亡災害が増加した建設業および死傷災害が増加傾向にある第三次産業に対する労働災害防止対策を強化していく考えだ。

よび運輸交通業は昨年同期より減少したが、第三次産業（商業、保健衛生など）は80人増加、死傷者数は建設業が9人、最も多く、続いて運輸業3人、製造業3人、畜産・水産業2人、三次産業1人、江迎1人、同局では引き続き、リニア・セメントの導入などを推進することにより、死亡災害が増加した建設業および死傷災害が増加傾向にある第三次産業に対する労働災害防止対策を強化していく考えだ。

県内118カ所の建設工事現場

違反が半数超

の果
局結
指導
監督
長崎

長崎労働局は二十四日、県内百十八カ所の建設工事現場を対象に十九日までの約一カ月間実施した監督指導結果を公表した。転落防止措置の不備など何らかの違反があった現場が半数を超え、同局は使用停止の命令や是正勧告をした。

の不備（二十三カ所）、建設機械の危険な使用（十五カ所）、作業通路の安全不備（十二カ所）などがあった。管理面では、複数の下請け業者が混在する現場で、元請け業者が安全管理を適正に行っていない事例

が二十五カ所に上った。一日現在、県内建設業の労災による死傷者は百七十一人。うち死者は八人で、過去最低だった昨一年間の三人を既に上回っている。

同局は「公共工事の減少で競争が激化し、業者は請負金額を抑える分、安全経費を削る傾向がうかがえる」と警戒している。

労働安全衛生法違反は六十五カ所。作業面の違反例として墜落、転落防止措置

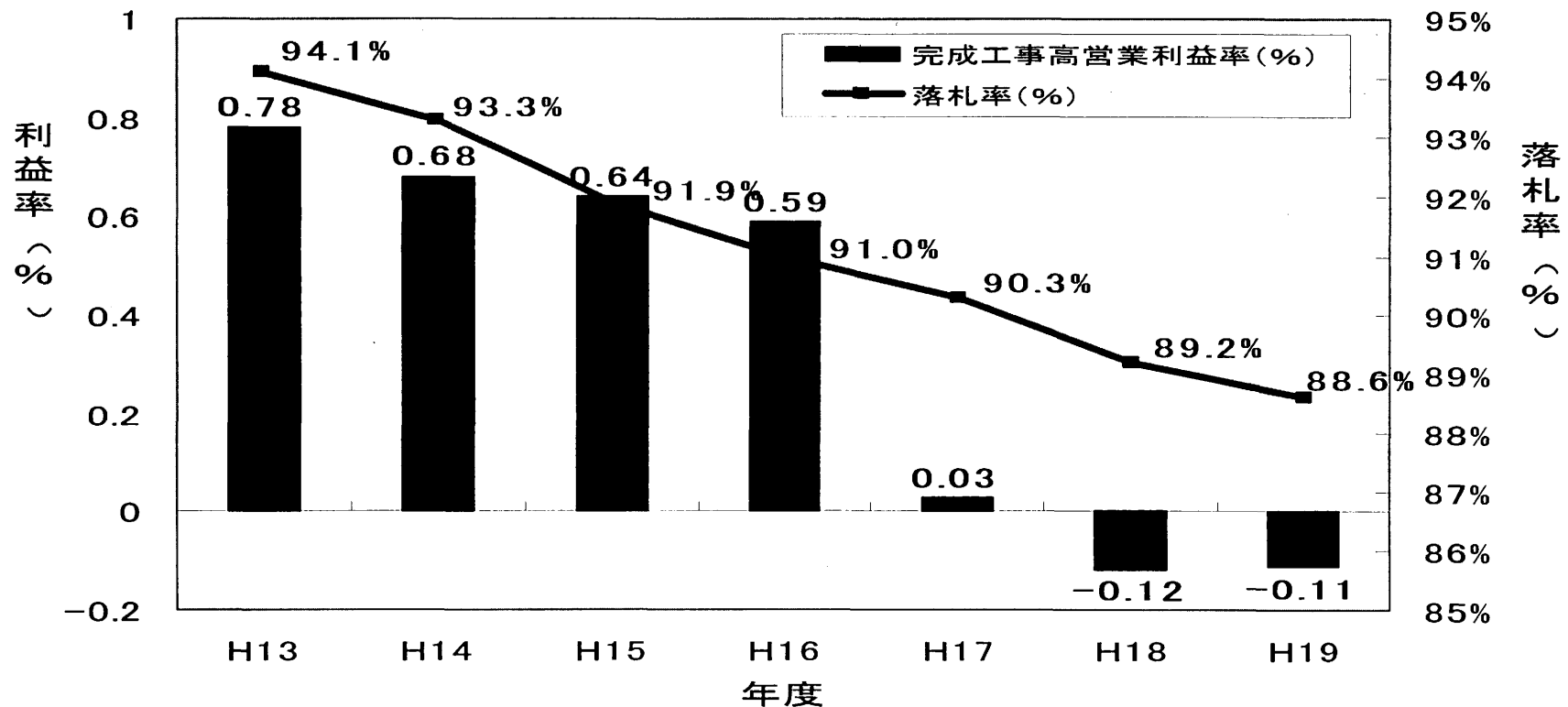
出典：平成20年12月25日付け長崎新聞

労働安全衛生法違反が半数超

出典：平成21年1月16日付け長崎建設新聞

死亡災害17人のうち、建設業で9人発生
(発生率:53.0%)

落札率低下に伴い経営状況が悪化



完成工事高営業利益率は、建設業の全業種の総平均

完成工事高営業利益率とは、完成工事高に対して企業本来の活動でどの程度の利益を獲得する事ができたかを示す指標をいい、この比率が高いほど経営能率がよいことを示している。

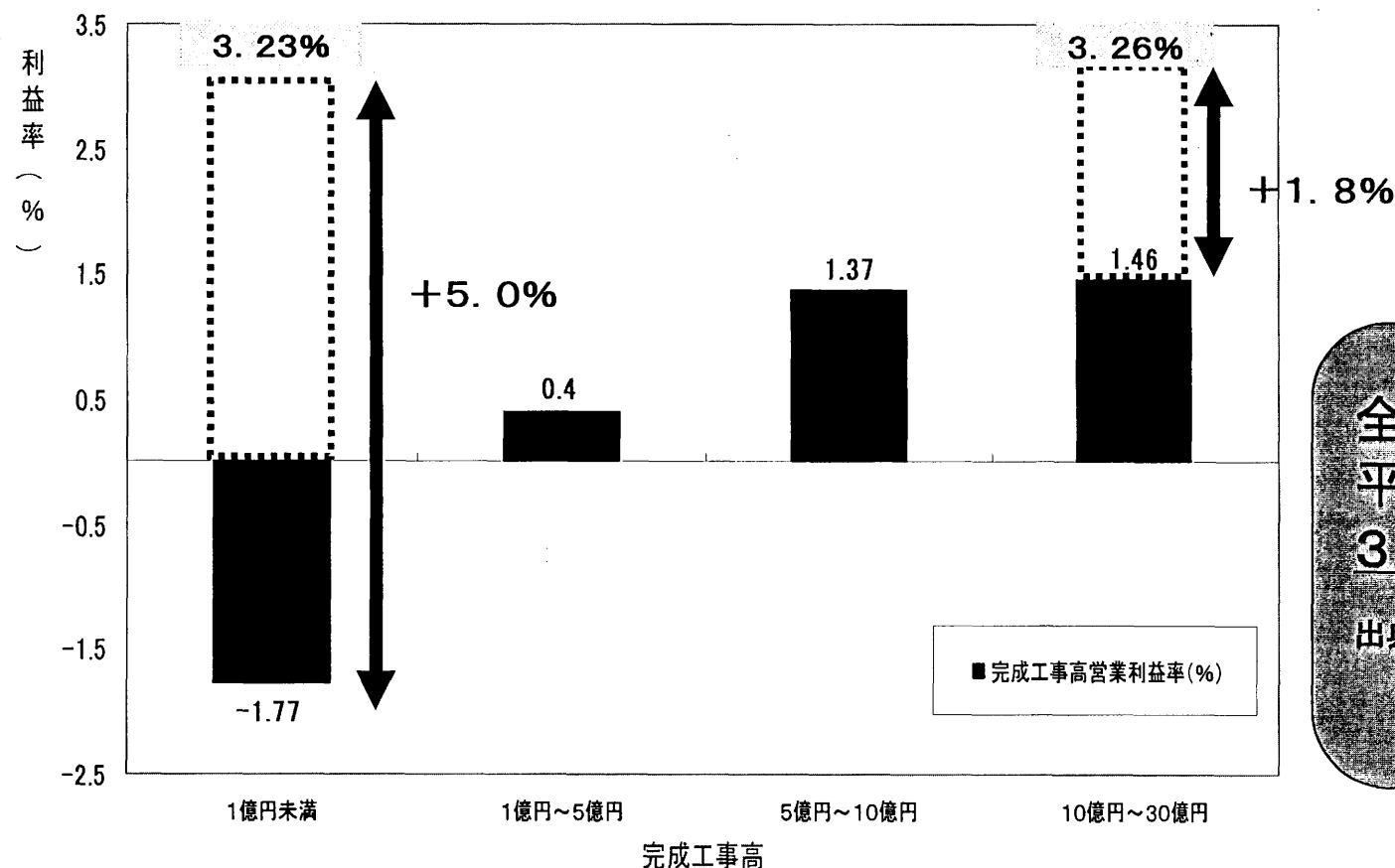
完成工事高営業利益率＝(完成工事高－完成工事原価－販売費及び一般管理費)／完成工事高

出典：建設業の経営指標（平成14年度～平成20年度版）【西日本建設業保証株式会社】

完成工事高が大きいほど利益率は高い

完成工事高別営業利益率

完成工事高及び営業利益率は、建設業の全業種の総平均



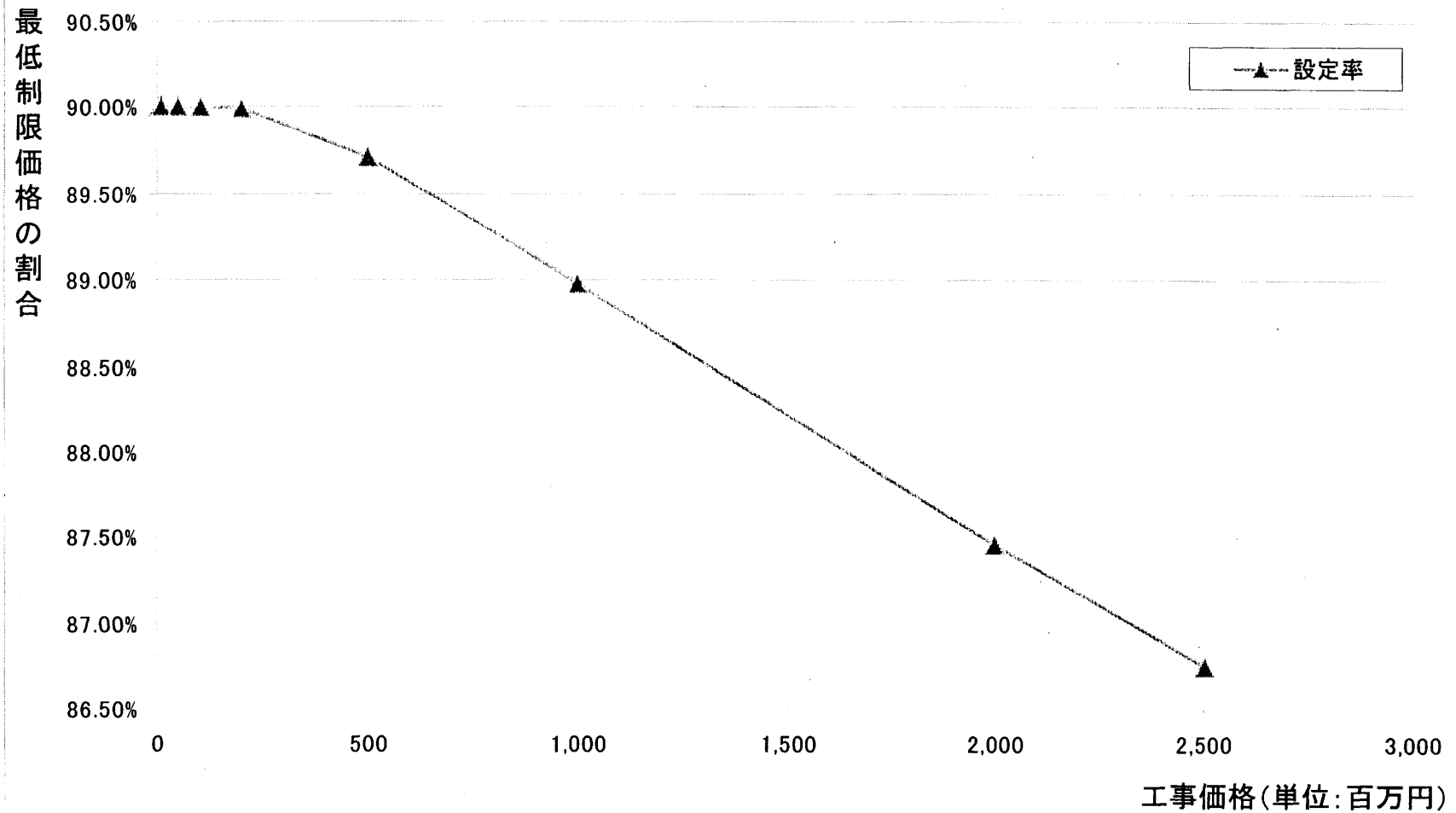
全産業の
平均営業利益率は、
3.1%

出典：年次別法人企業統計調査
(平成19年度)
【財務省】

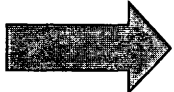
出典：平成20年度 建設業の経営指標【西日本建設業保証株式会社】

最低制限価格を2億円までは5%程度、20億円程度では1.8%程度引き上げるにより、営業利益率を全産業の平均営業利益率である3.1%程度まで引き上げることを目標とする。

大規模な工事ほど最低制限価格の割合を低く設定



最低制限価格引き上げの概要

試行期間	平成21年2月1日以降に入札公告、又は入札執行通知する工事について、当分の間
対象工事	競争入札に付するすべての工事 (WTO対象工事を除く)
算出式	●2億円を超える場合 (直接工事費＋共通仮設費) × 100% ＋現場管理費 × 75% ＋一般管理費 × 40% × α  追加 (※ $\alpha = 1.25 - 1.1 \times \text{一般管理費} / 1\text{億円}$) ●2億円以下の場合  90% 現行: 85%

最低制限価格算定表(例：道路改良工事)

α の計算式

$$\alpha = 1.25 - 1.1 \times (\text{一般管理費}) / 1 \text{億円}$$

工事価格	改 正 案			現 行		
	工事価格の 90%	直接工事費の100% 共通仮設費の100% 現場管理費の 75% 一般管理費の 40%× α	最低制限価格の率	工事価格の 85%	直接工事費の100% 共通仮設費の100% 現場管理費の 75%	最低制限価格の率
5,000,000	4,500,000	4,442,307	90.00%	4,250,000	4,127,996	82.56%
10,000,000	9,000,000	8,901,888	90.00%	8,500,000	8,302,525	83.03%
50,000,000	45,000,000	44,872,430	90.00%	42,500,000	42,315,365	84.63%
100,000,000	90,000,000	89,911,197	90.00%	85,000,000	85,339,990	85.00%
200,000,000	180,000,000	179,996,749	90.00%	170,000,000	172,112,704	85.00%
500,000,000	450,000,000	448,550,750	89.71%	425,000,000	435,077,791	85.00%
1,000,000,000	900,000,000	889,791,743	88.98%	850,000,000	877,519,674	85.00%
2,000,000,000	1,800,000,000	1,749,113,468	87.46%	1,700,000,000	1,768,688,290	85.00%
2,504,762,000	2,254,285,800	2,172,781,962	86.75%	2,129,047,700	2,220,315,378	85.00%